

世田谷区告示第298号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和8年4月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

22-D059-10

2 変更の区間

世田谷区赤堤五丁目467番2の内

3 変更の区域

延長 3.00メートル

幅員 0.45メートルから0.48メートルまで

面積 1.40平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年4月2日

案内図

— 区管理道路線の区域編入部分（供用開始）

街区 赤堤五丁目11番

